

イギリス社会保障の動向



本稿には、New Society 誌が要約した1971年後半期のイギリス社会保障の動向が紹介されている。

I 保健・福祉サービス

1971年後半に入り、国民保健サービスを目指して、いくつかの進展がみられた。ケイス・ジョセフ社会サービス相は、まず最初に、地方保健当局、執行委員会および地方医科委員会の出席をもとめて、一連の地域会議を開催し、地方保健サービスの強化・改善方法にかんする協議を重ねた。次いで、社会サービス相は、提案されている新しい保健当局と地方公共団体との協調関係のあり方を検討するために、作業委員会を設置した。さらに、新

設された専門委員会において、国民保健サービス再編成にかんする草案 consultative document をもとにして、包括的な保健サービスの管理運営問題の検討が始められた。

6月には、白書「精神障害者サービスの改善 Better Services for the Mentally Handicapped, Cmnd. 4683」が発表された。白書は、イングランド・ウェールズの12万人の重症精神障害者の処遇について、従来の病院サービス中心から、コミュニティ・サービスを重点とする方向にすみやかに改めるよう提唱している。社会サービス相は、心身障害者対策改善の必要性をことあるごとに強調しているが、障害者の中でも特定の者に対しては、新たに現金給付が提供されることになった。

保守党政権下で、保健・社会保障省が行な

った最初の行政改革は、中央ソーシャル・ワーク教育・訓練協議会 Central Council for Education and Training in Social Work の設立であった。この協議会は、シーボーム報告の提案に従って、地方公共団体のソーシャル・ワーク訓練、ボランティア活動、さらに、病院、教育、保護観察、アフター・ケアなどの諸々のサービスの総合的な推進母体として設置されたものである。

1970年に制定された慢性病患者・廃疾者法 Chronically Sick and Disabled persons Act の第1条が、10月に実施された。これは、地方公共団体に対して、その地方の障害者を登録し、かつ利用可能なサービスの広報宣伝を行なうことを義務づけたものである。同じく10月には、「グループ・プラクティスの機構 The Organization of Group Practice」が発表された。その骨子は、コミュニティ・ヘルス・チームの必要性と、相談業務の強化を提唱するものであった。なおこの間、地方公共団体が申請していた152の施設の建設が認可された。その内訳は、慢性病患者・身体障害者用の50の収容施設、および老齢者・身体障害

者用の71のディ・センターと31の合同センターであった。

処方箋料、一部負担のあり方について、政府は、現行の一律負担方式を改め、調剤される薬剤の価格に応じた負担方式 graduated prescription charges を提唱した。しかし、関係団体との協議の結果、政府はこれを白紙に戻した。

II 所得保障

9月には、毎年改定されている補足給付、および2年間隔で改定されている国民保険給付が、それぞれ大幅に引上げられた。けれども、現在の激しい物価上昇のもとでは、この引上げは必ずしも実質的な改善を意味するものではない。

政策的な観点からみれば、低賃金労働者のための家族所得補足 Family Income Supplement-FIS、および重症の廃疾者のための4.80ポンドの介護手当 Attendance Allowance の導入は、大きな前進を意味するものであった。

F I S は8月に実施された。当初の反応はきわめて低调であったが、その後の31万ポンドを投入したキャンペーンの結果、受給者が次第に増加している。1971年末現在、受給者数は7万人をこえており、平均的な給付額は週1.70ポンドである。給付額からみて、厚い保護を要する階層の受給がかなり伸びていると推測されるが、それでもなお要保護者全体の半数近くがとり残されている。なお、F I S の創設にともなって、2万6千の失業者世帯の状態が、間接的ではあるが改善された。これは、F I S により貧困労働者 working poor に対する所得補足が行なわれることになり、彼らが失業した際の賃金停止 wage-stop の衝撃が緩和される効果をともなっていたからである。

F I S とは対照的に、対象者の受給申請の面で介護手当は、注目すべき成功をおさめた。これは次のような事情によっているものと思われる。まず、常時介護を要する状態にあること、という介護手当の資格要件の方がF I S のそれと比べて、はるかに簡単でわかり易い。また、介護手当の支給は、ミーンズ

- ・テストを条件としないで行なわれる。なおF I S の資格要件は、通常の総所得が、週18ポンド+第2子以降各1子につき2ポンド、以下であること、となっている。理由はともあれ、当初介護手当の対象者は5万人と推定されたが、すでに4万9千人の申請が受諾されており、さらに現在3万8千人が申請中である。

9月半ばには、「年金白書 Strategy for Pensions, Cmnd. 4755」が発表されたが、この白書は私の年金関係者を喜ばせた。その1週間後国民保険の拠出額が大幅に引上げられた。さらに年末には、これ迄2年間隔で行なっていた年金額の改定方式を改め、今後は毎年行なうという方針が打出された。

New Society, 23 December, 1971. pp. 1256 and 1257.

(山崎泰彦 社会保障研究所)